

# ゆい訪問看護ステーション

## 訪問看護運営規程

### (事業の目的)

第1条 ゆい訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者・訪問看護師が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問看護サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 (1) 事業所の訪問看護師は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営めるよう、適切な訪問看護サービスが提供されるよう配慮する。  
(2) 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ゆい訪問看護ステーション
- (2) 所在地 神戸市西区前開南町1-3-8

### (従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する者の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 看護師 1名  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業運営を行うように統括する。
- (2) 訪問看護師 看護師 8名 (1名管理者兼務)  
理学療法士 1名  
作業療法士 2名

訪問看護計画及び報告書を作成し、訪問看護サービスを提供する。

- (3) 事務職員 1名 (兼務)  
必要な事務処理を行う。

尚、事務状況に応じ、職員数の増減はあるものとする。

### (営業日及び時間)

第5条 事業所の営業日及び時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜～金曜日とする。  
(土・日・祝日、および12月30日～1月3日までは休日)
- (2) 営業時間 午前9時00分～午後6時00分迄とする。
- (3) 緊急時対応 上記以外については、次の対応とする。
  - ①事務所留守電受け→担当者
  - ②緊急用携帯へ連絡→当番又は担当者が対応

(訪問看護の提供方法)

第6条

指定訪問看護の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の申し出により、主治医からの当訪問看護ステーションに対する「訪問看護指示書」に従い、看護計画書を作成し訪問看護サービスを実施する。
- (2) 利用者又はその家族から、当訪問看護ステーションに直接サービス依頼があった場合は、主治医に「訪問看護指示書」の交付を申し出るよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、当訪問看護ステーションから関連する診療所又は病院に調整を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第7条

指定訪問看護の内容は、次の通りとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持及び食事・排泄など日常生活の世話。
- (3) 褥瘡の予防及び処置。
- (4) リハビリテーション。
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護。
- (6) 療養生活や介護方法の指導。
- (7) その他主治医の指示による医療行為。

(利用料)

第8条

利用料は介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。

尚、医療保険で行う訪問看護の利用料は別途定めるものとする。

(その他費用の額)

第9条

次項第10条に記載の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

- (1) 一律200円とする。
- (2) 前項の費用については、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第10条

通常の事業実施地域は、神戸市全域、明石市東部<sup>\*</sup>とする。

明石市東部<sup>\*</sup>は下記の地域とする。

北王子町・王子・西新町・南王子・田町・船上町・新明町・硯町・大道町・太寺天王町・荷山町・東野町・太寺・上の丸・明石公園・鷹匠町・茶園場町・朝霧北町・朝霧台・朝霧台山手町・松が丘・太寺大野町・東朝霧丘・中朝霧丘・西朝霧丘・北朝霧丘・朝霧町・朝霧東町・松が丘北町・大蔵谷奥・東山町・朝霧南町・大蔵町・大蔵八幡町・大蔵中町・大蔵本町・大蔵天神町・東人丸町・人丸町・山下町・大蔵海岸通・天文町・相生町・中崎・鍛冶屋町・桜町・東仲ノ町・大明石町・本町・材木町・港町・岬町・日富美町・大観町・樽屋町
---

(研修の確保)

第11条 訪問看護員の質的向上を図るために、研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内に実施する。
- (2) 継続研修 2回/年実施する。

(秘密の保持)

第12条 (1) 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を有する。  
(2) 従業者がその職を退いた後も、「業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を有する」旨の雇用契約内容とする。

(虐待防止について)

第13条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていくものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報する。

(その他)

第14条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、「株式会社 結」と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この「運営規程」は、令和6年4月1日から実施とする。